

メンタルヘルス対策サポート推進室設置規程

平成28年3月11日
理 事 長 決 定

第1条 企画課に、当分の間、メンタルヘルス対策サポート推進室を置く。

第2条 メンタルヘルス対策サポート推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地方公共団体等が行うメンタルヘルス対策に対する支援に係る企画及び立案並びに実施に関すること。
- (2) 前号に掲げる事務に附帯する事務に関すること。

第3条 メンタルヘルス対策サポート推進室に室長（関係のある他の職にある者をもって充てられるものとする。）を置く。

- 2 メンタルヘルス対策サポート推進室の職員は、関係のある他の職にある者をもって充てられるものとする。

第4条 この規程に定めるもののほか、メンタルヘルス対策サポート推進室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 メンタルヘルス総合対策事業推進室設置規程は廃止する。